

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県事務委任規則の一部を改正する規則 一
- 福島県文書等管理規則の一部を改正する規則 二
- 福島県指定難病審査会規則の一部を改正する規則 三

訓 令

- 職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令 三
- 福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令 三
- 特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令 九

規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則、福島県文書等管理規則の一部を改正する規則及び福島県指定難病審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第二十六号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十三号中「第九条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項第四十二号(3)中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、同号(4)中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、同号(5)中「第三条第四項」を「第三条第五項」に改め、同号(6)中「第三条第五項」を「第三条第六項」に改め、同号(27)を同号(35)とし、同号(26)中「第三条第三項、第四条第二項又は第十二条第四項」を「第三条第四項若しくは第八項、第四条第三項、第五条第一項、第七条第二項、第四項若しくは第八項又は第十二条第五項」

に改め、同号(26)を同号(34)とし、同号中(25)を(33)とし、(16)から(24)までを(24)から(32)までとし、同号(15)中「第十四条第一項」を「第十四条第一項及び第二項」に改め、同号(15)を同号(23)とし、同号(14)中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に改め、同号(14)を同号(22)とし、同号(13)中「第十二条第一項から第三項まで」を「第十二条第一項から第四項まで」に改め、同号(13)を同号(21)とし、同号(12)中「第七条第四項」を「第七条第八項」に改め、「等」を削り、同号(12)を同号(19)とし、その次に次のように加える。

20 第七条第九項の規定による報告の受理

第三条第一項第四十二号中(11)を(14)とし、その次に次のように加える。

15 第七条第二項の規定による計画の提出の命令

16 第七条第三項の規定による変更後の計画の受理

17 第七条第四項の規定による計画の変更の命令

18 第七条第五項の規定による期間の短縮及び通知

第三条第一項第四十二号中「措置」を「計画の作成及び提出」に改め、同号(10)を同号(13)とし、同号(9)を同号(12)とし、同号(8)中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同号(8)を同号(11)とし、同号(7)を同号(9)とし、その次に次のように加える。

10 第四条第二項の規定による調査結果の受理

第三条第一項第四十二号(6)の次に次のように加える。

7 第三条第七項の規定による届出の受理

8 第三条第八項の規定による調査等の命令

第三条第一項第四十二号に次のように加える。

36 第六十一条第一項及び第二項に規定する情報の収集等

第十五条第一項第六号(13)中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第一号」に、「許可」を「認定」に改め、同号中(23)を(24)とし、(14)から(22)までを(15)から(23)までとし、(13)の次に次のように加える。

14 第四十三条第二項第二号の規定による許可

第十五条第一項第九号の四を同項第九号の五とし、同項第九号の三の次に次の一号を加える。

九の四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）の施行に関する次に掲げること。

19 第六条の規定による立入り

20 第七条第一項の規定による障害物の伐採又は除去の許可申請

21 第七条第二項の規定による障害物の伐採又は除去の公告及び通知

22 第七条第三項の規定による障害物の伐採又は除去の許可申請並びに公告及び通知

23 第九条第一項の規定による損失の補償

24 第九条第二項の規定による損失の補償の協議

25 第十条第三項第三号及び第四号の規定による意見書の徴取

26 第十六条第一項及び同条第四項から第六項までの規定による損失の補償

27 第十七条第一項の規定による補償金の供託

28

29

30

31

32

33

- (10) 第十九条第四項で準用する第十六条第一項及び同条第四項から第六項までの規定による損失の補償
- (11) 第十九条第四項で準用する第十七条第一項の規定による補償金の供託
- (12) 第二十条第一項の規定による標識の設置
- (13) 第二十四条の規定による原状の回復及び返還
- (14) 第二十四条の規定により適用される土地収用法第九十五条第一項の規定による補償金等の払渡し、替地の譲渡及び引渡し並びに宅地の造成
- (15) 第二十四条の規定により適用される土地収用法第九十五条第二項及び第四項の規定による補償金等の供託
- (16) 第三十四条の規定により適用される土地収用法第九十五条第三項の規定による見積金額の払渡し及び差額の供託
- (17) 第三十四条の規定により適用される土地収用法第九十五条第五項の規定による替地の供託
- (18) 第三十四条の規定により適用される土地収用法第九十六条第一項の規定による補償金等の払渡し
- (19) 第三十四条の規定により適用される土地収用法第九十六条第四項の規定による見積金額の通知
- (20) 第三十四条の規定により適用される土地収用法第九十七条第一項の規定による補償金の払渡し、物件の移転の代行及び宅地の造成
- (21) 第三十四条の規定により適用される土地収用法第九十七条第二項で準用する第九十五条第二項及び第四項の規定による補償金等の供託
- (22) 第三十四条の規定により適用される土地収用法第九十七条第二項で準用する第九十五条第三項の規定による見積金額の払渡し及び差額の供託
- (23) 第三十四条の規定により適用される土地収用法第九十九条第三項の規定による供託の通知
- (24) 第三十四条の規定により適用される土地収用法第二百二条の二第一項の規定による請求
- (25) 第三十五条第一項及び第三十七条第四項で準用する土地収用法第六十八条の規定による損失の補償
- (26) 第三十五条第二項及び第三十七条第四項で準用する土地収用法第七十九条の規定による物件の収用の請求
- (27) 第三十五条第二項及び第三十七条第四項で準用する土地収用法第八十四条第一項の規定による要求
- (28) 第三十五条第二項及び第三十七条第四項で準用する土地収用法第八十五条第一項の規定による要求
- (29) 第三十七条第四項で準用する第三十四条の規定により適用される土地収用法第九十五条第一項の規定による補償金等の払渡し、替地の譲渡及び引渡し並びに宅地の造成
- (30) 第三十七条第四項で準用する第三十四条の規定により適用される土地収用法第

- (31) 九十五条第二項及び第四項の規定による補償金等の供託
 - (32) 第三十七条第四項で準用する第三十四条の規定により適用される土地収用法第九十五条第三項の規定による見積金額の払渡し及び差額の供託
 - (33) 第三十七条第四項で準用する第三十四条の規定により適用される土地収用法第九十五条第五項の規定による替地の供託
 - (34) 第三十七条第四項で準用する第三十四条の規定により適用される土地収用法第九十六条第一項の規定による補償金等の払渡し
 - (35) 第三十七条第四項で準用する第三十四条の規定により適用される土地収用法第九十六条第四項の規定による見積金額の通知
 - (36) 第三十七条第四項で準用する第三十四条の規定により適用される土地収用法第九十七条第一項の規定による補償金の払渡し、物件の移転の代行及び宅地の造成
 - (37) 第三十七条第四項で準用する第三十四条の規定により適用される土地収用法第九十七条第二項で準用する第九十五条第三項の規定による見積金額の払渡し及び差額の供託
 - (38) 第三十七条第四項で準用する第三十四条の規定により適用される土地収用法第九十九条第三項の規定による供託の通知
 - (39) 第三十七条第四項で準用する第三十四条の規定により適用される土地収用法第二百二条の二第一項の規定による請求
 - (40) 第三十九条第五項の規定による土地所有者等関連情報の提供の請求
- 附則**
- この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十五条第一項第九号の四を第九号の五とし、第九号の三の次に一号を加える改正規定は同年六月一日から施行する。
- (行政経営課)
- 福島県規則第二十七号**
- 福島県文書等管理規則の一部を改正する規則**
- 福島県文書等管理規則（平成十二年福島県規則第百六十号）の一部を次のように改正する。
- 附則に次の一項を加える。
- 6 元号法（昭和五十四年法律第四十三号）の規定により元号が改められた場合は、第五条の二第三項及び第四項の規定にかかわらず、同条第一項第一号から第三号までに規定する番号を、元号が改められた日から起し、一連番号とすることができる。
- 別表第二「商工労働部の項中「福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター（ハイテク若）」を「福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター（ハイテク若）」と改める。
- 福島県ハイテクプラザ南相馬技術支援センター（ハイテク相）」に改める。

附 則
この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、同年七月一日から施行する。
(文書法務課)

福島県規則第二十八号

福島県指定難病審査会規則の一部を改正する規則

福島県指定難病審査会規則(平成二十六年福島県規則第九十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「保健福祉部健康衛生総室健康増進課」を「保健福祉部生活福祉総室障がい福祉課」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(健康増進課)

訓 令

福島県訓令第三号

本 庁 機 関
出 先 機 関

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程(昭和三十八年福島県訓令第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表Jヴィレッジの再整備に関する業務に従事する職員の項中「再整備」を「利活用の促進」に改め、同表医療機器関連分野産業の振興及び集積に関する業務に従事する職員の項の次に次のように加える。

<p>(仮称) 福島県ハ イテクプラザ南相 馬技術支援セン ターの開所準備に 関する業務に従事 する職員</p>	<p>南相馬市原町区菅浜字新赤 沼八十三番(福島ロボット テストフィールド)</p>	<p>(仮称) 福島県ハイテクプラ ザ南相馬技術支援センターの開 所準備に関すること。</p>
--	--	---

別表第六九回全国植樹祭に関する業務に従事する職員の項及びふたば未来学園整備工
事の監理に関する業務に従事する職員の項を削る。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県訓令第四号

本 庁 機 関
出 先 機 関

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程(昭和四十四年福島県訓令第三号)の一部を次のように改正する。
別表第二の5の表生活福祉総室の部社会福祉課の項7の(1)中「第4条第2項」を「第5条第2項」に、「生活困難者自立支援事業」を「生活困難者自立相談支援事業」に改め、同項7の(2)中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同項7の(3)中「第10条第2項」を「第16条第2項」に改め、同項7の(4)中「第10条第3項」を「第16条第3項」に改め、同項7の(5)中「第12条第1項」を「第18条第1項」に改め、同部福祉監査課の項中「第43条第1項」を「第45条の3第2項」に改め、同表健康衛生総室の部健康増進課の項中「健康増進課」を「健康への推進課」に改め、1を削り、2を1とし、3を2とし、4を削り、5を3とし、同部地域医療課の項中3を4とし、2を3とし、1を2とし、同項に1として次のように加える。

<p>1 予防接種法(昭和23年法律第88号)の施行に関する次に掲げること。 第6条第1項の規定による臨時の予防接種</p>	<p>○</p>
<p>別表第二の5の表健康衛生総室の部地域医療課の項に次のように加える。</p> <p>5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の施</p>	<p></p>

行に関する次に掲げること。

(1) 第17条第1項の規定による報告

(2) 第17条第2項の規定による健康診断の措置

(3) 第17条第3項の規定による書面による通知

(4) 第17条第4項の規定による書面の交付

(5) 第18条第1項の規定による通知

(6) 第18条第3項の規定による確認請求の受理

(7) 第18条第4項の規定による確認

(8) 第19条第1項の規定による報告

(9) 第19条第3項の規定による入院の措置

(10) 第19条第5項の規定による緊急時等の入院の措置

(11) 第20条第1項の規定による報告

(12) 第20条第2項の規定による入院の措置

保健
所長

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

(13) 第20条第3項の規定による緊急時等の入院の措置

(14) 第20条第4項の規定による入院期間の延長の措置

(15) 第20条第6項の規定による意見陳述の機会が付与及び通知

(16) 第21条の規定による患者の移送

(17) 第22条第1項の規定による退院の措置

(18) 第22条第2項の規定による通知の受理

(19) 第22条第3項の規定による退院請求の受理

(20) 第22条第4項の規定による確認

(21) 第25条第4項の規定による厚生労働大臣への移送及び審査請求人への通知

(22) 第27条第1項の規定による命令

(23) 第27条第2項の規定による指示

(24) 第28条第1項

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

<p>条第4項の規定による書面の交付</p> <p>(47) 第46条第1項の規定による勸告</p> <p>(48) 第46条第2項の規定による入院の措置</p> <p>(49) 第46条第3項の規定による緊急時等の入院の措置</p> <p>(50) 第46条第4項の規定による入院期間の延長の措置</p> <p>(51) 第46条第5項の規定による意見陳述の機会の付与及び通知</p> <p>(52) 第47条の規定による新感染症の所見のある者の移送</p> <p>(53) 第48条第1項の規定による退院の措置</p> <p>(54) 第48条第2項の規定による意見の聴取</p> <p>(55) 第48条第3項の規定による退院請求の受理</p> <p>(56) 第48条第4項の規定による確認</p> <p>(57) 第49条で準用する第17条第3</p>	○	<p>項の規定による書面による通知</p> <p>(58) 第49条で準用する第17条第4項の規定による書面の交付</p> <p>(59) 第50条第1項の規定により実施する第27条第1項の規定による命令</p> <p>(60) 第50条第1項の規定により実施する第27条第2項の規定による指示</p> <p>(61) 第50条第1項の規定により実施する第28条第1項の規定による命令</p> <p>(62) 第50条第1項の規定により実施する第28条第2項の規定による指示</p> <p>(63) 第50条第1項の規定により実施する第29条第1項の規定による物件に係る措置の命令</p> <p>(64) 第50条第1項の規定により実施する第29条第2項の規定による市町村への指示及び物件に係る措置</p>	○
---	---	---	---

(65) 第50条第1項の規定により実施する第30条第1項の規定による死体の移動の制限及び禁止	○	の規定により実施する第33条の規定による交通の制限及び遮断	○	別表第一の8の表土木総室の部土木総務課用地室の項中16を17とし、5から15までを
(66) 第50条第1項の規定により実施する第30条第2項ただし書の規定による埋葬の許可	○	(72) 第50条第1項の規定により実施する第35条第1項の規定による質問及び調査	○	めらる。
(67) 第50条第1項の規定により実施する第31条第1項の規定による生活用水の使用等の制限及び禁止	○	(73) 第50条第3項で準用する第36条第1項の規定による書面による通知	○	6から16を17とし、4の次に次のように加える。
(68) 第50条第1項の規定により実施する第31条第2項の規定による生活用水の供給の指示	○	(74) 第50条第3項で準用する第36条第2項の規定による書面の交付	○	5 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）の施行に関する次に掲げること。
(69) 第50条第1項の規定により実施する第32条第1項の規定による建物への立ち入りの制限及び禁止	○	(75) 第50条第4項で準用する第36条第3項の規定による掲示	○	(1) 第6条ただし書の規定による立ち入りの許可
(70) 第50条第1項の規定により実施する第32条第2項の規定による建物の封鎖その他の措置	○	(76) 第53条の10の規定による通知	○	(2) 第7条第1項の規定による伐採等の許可
(71) 第50条第1項	○			

(38) 第33条の規定による通知及び公告	○				
(39) 第37条第2項で準用する第28条第1項の規定による公告及び縦覧	○				
(40) 第37条第2項で準用する第28条第2項の規定による通知	○				
(41) 第37条第2項で準用する第29条第1項の規定による裁定申請の却下	○				
(42) 第37条第2項で準用する第29条第2項の規定による裁定申請の却下	○				
(43) 第37条第2項で準用する第29条第3項の規定による通知	○				
(44) 第37条第2項で準用する第30条第1項の規定による裁定手続の開始決定及び公告並びに開始登記の嘱託	○				
(45) 第37条第3項の規定による裁定	○				
(46) 第37条第4項で準用する第32条第4項の規定による意見の聴取	○				
(47) 第37条第4項で準用する第33条の規定による通知及び公告	○				
(4) 第43条第2項第2号の規定による許可			○		

別表第一の8の表建築緑地の部建築指導課の項1の(3)中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第1号」及び「許可」を「認定」に改め、同項中1の(7)を1の(8)とし、1の(4)から1の(9)までを1の(5)から1の(7)までとし、1の(3)の次に次のように加える。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一の8の表の改正規定は、同年六月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県訓令第五号

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程（平成十年福島県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「健康増進課」を「健康づくり推進課」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(人事課)

本庁 機関 出先 機関